



島根県報

平成30年6月15日（金）

第3,014号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則 (薬事衛生課) 2

【告 示】

生活保護法の規定による介護機関の指定 (地域福祉課) 3

生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出 (") 4

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 (") 4

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 (障がい福祉課) 6

自立支援医療機関の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 (") 6

自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 (") 6

自立支援医療機関の所在地の変更

保安林予定森林 (森林整備課) 7

保安林の指定（3件） (") 7

【公 告】

平成30年度技能検定試験の実施の変更 (雇用政策課) 9

公共測量の実施 (技術管理課) 9

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 9

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数 10

不在者投票を行うことができる施設の名称の変更 11

公布された条例等のあらまし

◇クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則（規則第65号）

- 1 規則の概要
 - (1) クリーニング業法施行規則の改正に伴う様式の整備（様式第10号関係）
 - (2) その他様式の整理
- 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 6 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第65号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和46年島根県規則第53号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に、「2 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し」を

「2 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し

3 届出者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類

- (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称 。
- (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
- (3) 従事者数
- (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名 。

改める。

様式第1号の2中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に、「2 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し」を

「2 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し

3 届出者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類

- (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称 。
- (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
- (3) 従事者数
- (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名 。

改める。

様式第2号中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に改める。

様式第4号中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に改め、「（ランドリー、仕上工程、ドライ、リネンサプライ、取次所）」を削る。

様式第5号及び様式第6号中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に改める。

様式第6号の3中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に、「3 クリーニング所等の名称及び所在地

(自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所)」を

「3 クリーニング所又は無店舗取次店の名称

4 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号」

「3 届出者が他にクリーニング所等を開設しているときは、その数、所在地、従事者数及び
クリーニング師の氏名を記載した書類」

「3 届出者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店
舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類

(1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称

(2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

(3) 従事者数

(4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

に、「不要な」を「不要の」に改める。

様式第6号の4中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に、「3 クリーニング所等の名称及び所在地
(自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所)」を

「3 クリーニング所又は無店舗取次店の名称

4 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号」

「2 届出者が他にクリーニング所等を開設しているときは、その数、所在地、従事
者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類」

「2 届出者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店
舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類

(1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称

(2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

(3) 従事者数

(4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

改める。

様式第10号中「添付書類 戸籍の謄本又は抄本」を「添付書類 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写
ら氏名又は本籍に変更があった者については、戸籍謄本

し(クリーニング師試験の申請時か
又は戸籍抄本) に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第430号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成30年6月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		実施する事業	事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	

有限会社 高村	益田市戸田町イ978番 3	居宅療養管理指導	三隅さんさん薬 局	浜田市三隅町三隅387 - 5	平成30年 4 月 1 日
有限会社 高村	益田市戸田町イ978番 3	介護予防居宅療養 管理指導	三隅さんさん薬 局	浜田市三隅町三隅387 - 5	平成30年 4 月 1 日

島根県告示第431号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成30年 6 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地		
				変更前	変更後	
株式会社 原商	松江市宍道町白石81- 10	特定福祉用具販 売	株式会社 原商 出雲事業所	出雲市神門町 810-1	出雲市長浜町 659-39	平成30年 4 月 24 日
株式会社 原商	松江市宍道町白石81- 10	特定介護予防福 祉用具販売	株式会社 原商 出雲事業所	出雲市神門町 810-1	出雲市長浜町 659-39	平成30年 4 月 24 日
株式会社 原商	松江市宍道町白石81- 10	福祉用具貸与	株式会社 原商 出雲事業所	出雲市神門町 810-1	出雲市長浜町 659-39	平成30年 4 月 24 日
株式会社 原商	松江市宍道町白石81- 10	介護予防福祉用 具貸与	株式会社 原商 出雲事業所	出雲市神門町 810-1	出雲市長浜町 659-39	平成30年 4 月 24 日
有限会社 ござ ばら	出雲市平田町1816番地 15	訪問介護	ふれあいサービ スござばら訪問 介護事業所	出雲市国富町 1209番地	出雲市平田町 1816番地15	平成30年 4 月 1 日
出雲医療生活協 同組合	出雲市塩冶町1536-1	訪問看護	出雲看護サービ スセンター	出雲市塩冶町 1287-10	出雲市今市町 新町827-21	平成30年 3 月 10 日
出雲医療生活協 同組合	出雲市塩冶町1536-1	介護予防訪問看 護	出雲看護サービ スセンター	出雲市塩冶町 1287-10	出雲市今市町 新町827-21	平成30年 3 月 10 日
出雲医療生活協 同組合	出雲市塩冶町1536-1	居宅介護支援	出雲市民病院 居宅介護支援事 業所	出雲市塩冶町 1287-1 光 和ビル1階	出雲市今市町 新町827-21	平成30年 3 月 10 日
株式会社 かす みコーポレーシ ョン	松江市八雲町西岩坂 1042番地	居宅介護支援	指定居宅介護支 援事業所 星上	松江市八雲町 西岩坂329- 1番地	松江市八雲町 東岩坂77-3 番地	平成30年 2 月 26 日

島根県告示第432号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成30年 6 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
有限会社 メイコ ーセンター	浜田市浅井町86-21	福祉用具貸与	岩多屋福祉事業部	浜田市下府町388-27	平成30年 4 月 30 日
有限会社 メイコ ーセンター	浜田市浅井町86-21	介護予防福祉 用具貸与	岩多屋福祉事業部	浜田市下府町388-27	平成30年 4 月 30 日
社会医療法人 昌 林会	安来市安来町899番地 1	介護老人保健 施設	社会医療法人昌林 会介護療養型老人 保健施設昌寿苑	安来市安来町899番 地 1	平成30年 3 月 31 日
社会医療法人 昌 林会	安来市安来町899番地 1	短期入所療養 介護	社会医療法人昌林 会介護療養型老人 保健施設昌寿苑	安来市安来町899番 地 1	平成30年 3 月 31 日
社会医療法人 昌 林会	安来市安来町899番地 1	介護予防短期 入所療養介護	社会医療法人昌林 会介護療養型老人 保健施設昌寿苑	安来市安来町899番 地 1	平成30年 3 月 31 日
濱本 佑樹	松江市大庭町1801番地 1	訪問看護	はまもと整形外科 呼吸器内科クリニ ック	松江市大庭町1801番 地 1	平成30年 3 月 31 日
濱本 佑樹	松江市大庭町1801番地 1	訪問リハビリ テーション	はまもと整形外科 呼吸器内科クリニ ック	松江市大庭町1801番 地 1	平成30年 3 月 31 日
濱本 佑樹	松江市大庭町1801番地 1	居宅療養管理 指導	はまもと整形外科 呼吸器内科クリニ ック	松江市大庭町1801番 地 1	平成30年 3 月 31 日
濱本 佑樹	松江市大庭町1801番地 1	介護予防居宅 療養管理指導	はまもと整形外科 呼吸器内科クリニ ック	松江市大庭町1801番 地 1	平成30年 3 月 31 日
濱本 佑樹	松江市大庭町1801番地 1	介護予防訪問 看護	はまもと整形外科 呼吸器内科クリニ ック	松江市大庭町1801番 地 1	平成30年 3 月 31 日
濱本 佑樹	松江市大庭町1801番地 1	介護予防訪問 リハビリテー ション	はまもと整形外科 呼吸器内科クリニ ック	松江市大庭町1801番 地 1	平成30年 3 月 31 日
秦野 真治	雲南市木次町下熊谷 1541-1	居宅療養管理 指導	秦野歯科医院	雲南市木次町下熊谷 1541-1	平成30年 3 月 31 日
秦野 真治	雲南市木次町下熊谷 1541-1	介護予防居宅 療養管理指導	秦野歯科医院	雲南市木次町下熊谷 1541-1	平成30年 3 月 31 日
株式会社 エスマ イル	広島市西区商工センタ ー六丁目 1-11	居宅療養管理 指導	エスマイル薬局 乙吉店	益田市乙吉町イ107 -8	平成30年 3 月 31 日
株式会社 エスマ イル	広島市西区商工センタ ー六丁目 1-11	介護予防居宅 療養管理指導	エスマイル薬局 乙吉店	益田市乙吉町イ107 -8	平成30年 3 月 31 日

島根県告示第433号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新したので告示する。

平成30年 6 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	更新年月日
名 称	所 在 地		
あいむ薬局西津田店	松江市西津田二丁目 1-37	精神通院医療	平成30年 6 月 1 日
ウェーブ中央薬局	浜田市殿町83-213	育成医療 更生医療	平成30年 6 月 1 日
有限会社つくし薬局	出雲市里方町864-2	育成医療 更生医療	平成30年 6 月 1 日
有限会社ベニヤ薬局	益田市本町 1-58	育成医療 更生医療	平成30年 6 月 1 日
有限会社ベニヤ薬局東町店	益田市東町10-6	育成医療 更生医療	平成30年 6 月 1 日
日本調剤江津薬局	江津市江津町1016-41	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年 6 月 1 日

島根県告示第434号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年 6 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
イオン薬局 松江店	松江市東朝日町151 イオン松江店 1階	精神通院医療	平成30年 6 月 1 日

島根県告示第435号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成30年 6 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関			自立支援医療の種類	変更年月日
名 称	所 在 地			
	変 更 前	変 更 後		

訪問看護ステーションくるみ	松江市黒田町30-4	松江市黒田町50-1 コーポ多賀栄102号	精神通院医療	平成30年4月1日
---------------	------------	--------------------------	--------	-----------

島根県告示第436号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 6 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市弥栄町三里イ289、イ290、イ291-1からイ291-5まで、イ292-1からイ292-3まで、イ297、イ298、イ300-2、イ361-3

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第437号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年 6 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

浜田市金城町波佐イ1347-4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

金城町波佐イ1347-4（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に

供する。)

島根県告示第438号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年 6 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

浜田市三隅町下古和1471

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

三隅町下古和1471（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第439号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年 6 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

浜田市金城町波佐イ1297-6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

金城町波佐イ1297-6（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

平成30年度技能検定試験（随時実施する2級、3級及び基礎級）の実施に係る職種に次の職種を追加することとし、平成30年3月1日付け島根県報号外第17号で公告した平成30年度技能検定試験の実施の内容を次のとおり変更する。

平成30年6月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 追加する職種

2級 機械加工（数値制御旋盤作業）

3級 機械加工（数値制御旋盤作業）

2 変更内容

ページ	行	変更前	変更後
5	下から12	機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業）	機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業）
6	上から8	機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業）	機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県益田県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成30年6月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成30年3月30日から同年11月30日まで

3 作業地域

鹿足郡津和野町田二穂地内

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年6月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市安来町字外浜881番1の一部、877番3の一部、877番4の一部、878番2の一部、863番、878番3の一部

面積 3,693.65平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市安来町878番地2

安来市長 近藤 宏樹

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成30年 6 月15日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- | | |
|---|---------|
| 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 11,546 |
| 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 162,880 |
| 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | |
| 松江選挙区 | 56,407 |
| 浜田選挙区 | 15,527 |
| 出雲選挙区 | 47,557 |
| 益田選挙区 | 13,330 |
| 大田選挙区 | 10,056 |
| 安来選挙区 | 11,107 |
| 江津選挙区 | 6,797 |
| 雲南・飯石選挙区 | 12,591 |
| 仁多選挙区 | 3,748 |
| 邑智選挙区 | 5,507 |
| 鹿足選挙区 | 4,018 |
| 隠岐選挙区 | 5,785 |
| 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 162,880 |

島根県選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成30年 6 月15日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

変更のあった施設

施設の名称及び所在地		変更事項	変 更 後
名 称	所 在 地		
医療法人社団清和会西川病院	浜田市港町293-2	施設の名称	社会医療法人清和会西川病院
介護療養型老人保健施設昌寿苑	安来市安来町899-1	施設の名称	介護医療院昌寿苑